

平成17年8月24日

新潟県知事

泉田 裕彦 様

日本バイオ産業人会議
世話人代表 歌田勝弘



「新潟県食品安全条例（仮称）」骨子案についての意見

現在、貴県において、「新潟県食品安全条例（仮称）」骨子案について、貴県民を対象に意見募集が行われています。しかしながら、本条例骨子案は日本の農業を含むバイオ関連産業全体に影響する問題が含まれておりますので、日本のバイオ産業界を代表して以下の通り意見をまとめました。今後、貴県で本問題をご検討されるに当たってご考慮下さいますよう宜しくお願い致します。

第Ⅱ章 第3項目 第6骨子案 「県は、遺伝子組換え作物の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。」について。

上記骨子案では、遺伝子組換え作物の交雑、混入の防止に関し必要な措置を講ずるとあります。遺伝子組換え作物に関しては、国において食品や環境の安全性を評価、承認する制度が機能しています。安全性承認がされた遺伝子組換え作物は、一般作物と同様に扱われるべきものです。一般作物の品種、ブランドにおける交雑、混入防止措置と同様の対応で充分であると考えます。安全性が未確認の試験研究栽培についても、国が定めた法や指針に基づく対応を確実に実施することで充分であると考えます。

過度の規制を行うことは、地域に適した農業技術・研究開発を阻害し、将来の日本の農業・食品産業の発展、国民の健康向上に資する高付加価値製品の開発、環境問題への対応の大きな足枷になると強く危惧します。

安全性を理由に交雑、混入防止措置を講ずる場合は、科学的知見と議論に基づく適切な対応が必要と考えます。この重要性については、本条例骨子案の第Ⅰ章、第3項目、第3骨子案にも「食の安全・安心に関する施策は、食品の生産から消費に至る過程において、科学的知見に基づき行わなければならない。」と記載され、その重要性が謳われています。

安心は勿論大変重要ですが、正しい科学的情報が不足することによる不安が存在することを理由として、具体的な安全性などに問題がないものまで規制することは、科学技術や産業の発展を阻害すると共にかえって、一般市民や生産者などへの「不安」を増幅させることになり、正しい理解を妨げるものと考えます。「不安」の問題を解決するには、積極的な情報公開、教育、リスクコミュニケーション等により、消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう努力をすることが必要であり、これが行政として積極的に取るべき方法、措置であると考えます。

本条例骨子案第Ⅱ章、第11項目にある通り、遺伝子組換え作物に関する対応については「科学的知見に基づき安全・安心を図る」ことが重要であり、これに係わる「研究開発の推進及びその成果の普及」を是非とも実施下さいますようお願い致します。

遺伝子組換え技術に代表されるバイオテクノロジーは、21世紀を担う重要な技術として認識されており、2002年12月に策定された国家戦略「バイオテクノロジー戦略大綱」に基づき、現在、国を挙げて推進されており、「低コスト、高品質・高機能で美味しい食糧の生産を実現し、国民の健康向上に貢献する技術」として、また、「環境問題を解決する技術」として、大いに期待されています。また、農業と食品産業は、国民にとって極めて重要な基幹産業であり、これらの発展は貴県だけでなく日本全体の将来にとっても重要な意味をもっていることをご理解の上、適切な対応をして戴けますようお願い申し上げます。

【連絡先】 日本バイオ産業人会議

事務局担当： 小林

〒104-0032

中央区八丁堀 2-26-9 グランデビル 8F

TEL: 03-5541-2731, FAX: 03-5541-2737